

新しさの本質を見極める

荒川 智

あらかわ さとし
茨城大学教育学部, 本誌編集委員

2008年から2009年にかけての一連の改訂学習指導要領を批判的に検討し、今後の教育実践の展望を拓くのが、今回の特集の狙いである。本誌ではすでに第36巻第3号で「特別支援学校における教育実践上の課題」の特集を組み、重症児や自閉症児の教育、高等部教育の在り方など、実践上の争点となる問題に理論と実践から迫った。とはいえ、特別支援学校の改訂学習指導要領が告示されたのは発行の4ヵ月後であり、不完全燃焼の思いが正直のこった。

2007年の特別支援教育の制度化以前から、実質的にさまざまな施策が前倒しされており、今回の改訂内容も移行措置によって主要な部分はすでに実施に移されている。特別支援教育への転換はひとまずこれで完結したと言えるか。しかし、「障がい者制度改革推進会議」の議論がスタートし、特別支援教育の在り方も再度見直される可能性が高い中、改訂学習指導要領をどう捉えるべきか、それにどう向き合うか、あらためて整理しておく必要がある。

特集の構成としては、教育基本法その他の法改正を含めて改訂学習指導要領の全般的な総論を梅原が、特別支援学校に絞った総論を荒川が担当した。各論として、尾高は、知的障害教育における職業教育偏重という従来の批判だけではなく、今回強調されるキャリア教育の内容が、実は真の職業教育の充実に相反することを指摘している。河合は、WHOのICFの視点を「自立活動」に取り入れることが盛んにアピールされているが、今回の改訂では障害理解の重要な部

分でICFの誤解・誤読があることを分析している。そして杉浦は、教育実践そのものを歪めるような教員管理や現場への介入のリアルな実態を報告している。こうした状況にあっても、子どもの学習権、発達権を保障しようとする教育実践は日々積み重ねられている。今回は、特別支援学級と通級指導の実践を紹介した。

2006年12月、障害者権利条約が国連で採択された直後に、戦後教育の理念的支柱であった教育基本法が改正された。その後、教育関連三法が改正され、学校教育における競争と管理にさらに拍車がかけられている。そもそも市場原理による新自由主義的構造改革は、保守・伝統と「改革」が錯綜したもので、「ゆとり教育」から学力向上への転換にも見られるように、依って立つ理念や価値観そのものがわかりにくく、そこに多忙化が加わり、教育現場は混乱と疲弊にさらされているように思われる。

さらに今回の改訂によって、数値目標とPDCAサイクルに縛られ、じっくりと子どもを理解し指導の在り方を考える余裕が奪われてしまうなら、キャリア教育やICFのような一見「新しい」考え方も、その内容を表面的になぞるのが精一杯で、ただ翻弄されるだけになりかねない。新しい動きの何が本当に新しいのか、その本質は何なのか、装いは新ただがその実体は以前と変わらないことなのか、むしろ大切なことを変質させてしまうのか。そうしたことをしっかりと見極め、展望を切り拓くことに、本特集が少しでも役に立てれば幸いである。